

## 申請枠区分

通常枠

## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

### 1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク

団体代表者 役職・氏名

理事長 石堂 佳子

分類

法人番号

5480005000249

団体コード

申請団体の住所

徳島市昭和町三丁目3番地1

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

---

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	支援される人が支援する人へと循環する「包摂型の共助モデル」づくり		
	事業名(副)			
	団体名	公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-2地域ブロック			
事業の種類3	四国ブロック(徳島、香川、愛媛、高知)			
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	<input type="radio"/> ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援 <input type="radio"/> ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援 <input type="radio"/> ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援 <input type="radio"/> ④ その他
(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	<input type="radio"/> ④ 働くことが困難な人への支援 <input type="radio"/> ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援 <input type="radio"/> ⑥ 女性の経済的自立への支援 <input type="radio"/> ⑦ その他
(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	<input type="radio"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援 <input type="radio"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援 <input type="radio"/> ⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	徳島では、ひとり親・若年女性・進学困難層など、経済的貧困と社会的孤立が連鎖する構造が顕著である。特に「助けてと言えない」段階で支援が届かず、貧困が深刻化してから発見されるケースが多い。本事業は、「支援と出会う前の段階」で当事者を見つけ、心理的障壁を軽減し、小さなつながりと安心の居場所から支援へ橋渡しすることで、貧困の早期予防と再生の循環を生む。
4.質の高い教育をみんなに	4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	不登校・ひきこもり・医療ケア児・発達特性・見えない障がい・LGBTQ+・貧困など、多様な背景を持つ子ども・若者が学びや社会参加の機会を失いやすい。本事業は、「安心して存在できる前段階の居場所」や「ピアコミュニティ」を整備し、学び・キャリアへの再接続を支援することで、教育アクセス格差の構造的解消を目指す。
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	徳島では、不登校・ひきこもり・医療ケア児・発達特性・見えない障がい・LGBTQ+・子育ての孤立感など、さまざまな状況にある人々が「支援の対象外」となりやすい。本事業は、こうした「支援につながりにくい層」が「安心して存在してよい」と感じられる関係性と参加の入口を地域に創出し、社会的包摂を構造レベルから実現することを目指す。

_11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	本事業が育成する小規模団体は、都市・中山間地を問わず「日常の暮らしのそば」に拠点を持ち、声を上げられない当事者と最も近い距離で接点を持つ存在である。こうしたローカル・アクターをつなぎ、都市・周辺部・農村の相互補完的ネットワークを形成することで、地域全体の持続可能性を高める。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	行政・企業・NPO・地域住民・大学など多様な主体が連携し、縦割りの壁を超えたマルチステークホルダー協働による共助循環エコシステムを構築する点で、SDGs17に合致する。既存制度や委託事業では拾いきれない「制度の狭間・SOS以前の層」に届くために、複数セクターをつなぐ中間支援機能を発揮する。

## I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	189/200字
<p>当財団は、設立当初より「いつでも、どこでも、だれでもが利用できる勤労者の総合福祉を目指す」を基本理念に掲げる。この理念に基づき、「あなたの暮らしを応援します」を合言葉に、公労使三者で構成された福祉財団として、地域社会とともに歩んできた。職員一人ひとりが「すべてはその笑顔のために」という思いを共通の原動力とし、勤労者福祉の増進と、地域全体の活力向上に貢献することを目的とする。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
<p>当財団は、公労使三者で構成された勤労者福祉の公益財団である。働く人の各年代のステージに合わせた勤労者福祉を支援し、子育てサポートから県民生活全般のライフサポート、ジョブサポートまで生活全般を支援する。</p> <p>中小企業福利厚生事業では県内約1,160社・1万6千人超を支え、子育て支援事業ではファミサポを県内19市町村から受託運営。行政・企業と密接に連携し、県全域で共助・共生型の福祉インフラを担っている。</p>	

## II.事業概要

	国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31
直接的対象グループ	<p>自分ではどうすることもできない事情や生活課題を抱える人に寄り添い、日常の安心とつながりを支えようとしている団体</p> <p>①不登校・ひきこもり・ニート等の若者支援</p> <p>②子どもの貧困・経済格差・地域格差へのケア・学習支援</p> <p>③産後うつ・子育ての孤立感への支援（虐待防止）</p> <p>④親自身・または子どもが障がい・発達特性や医療的ケア児・見えない障がいを抱える家庭への支援</p>	徳島県	<p>対象地域</p> <p>本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無</p> <p>※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。</p>	なし
		(人数)	約100団体	

最終受益者	<p>①最終受益者 「自分は支援の対象ではない」「迷惑をかけたくない」「評価・排除が怖い」などの心理的・文化的要因により、『助けて』とまだ言えない段階で立ち止まってしまう人。特に、初期のつまずきがその後の孤立を長期化させやすい子ども・若者を主軸に想定する。</p> <p>→本事業により、「自分にも居場所がある」「助けを求めてもよい」という感覚を取り戻し、将来的には自分の経験を活かして他者の支援に関われる可能性さえ見出せるようになる→支援の受け手にとどまらない循環型の自己回復力・自己決定力の回復を目指す。</p> <p>②中間的受益者 当事者の家族・保護者・地域住民・ピア・NPO・教育／福祉／医療関係者等の支援者。</p> <p>→本事業により、「見えにくかった当事者の苦しさ」が可視化され、自分たちの支援が確かに役立っているという確信・自信を得られる。また、誰もがいづれ支援を受ける側にも支える側にもなり得る「相互性のある社会」という視点を共有することで、「支援する・される」の固定的な関係を越えた地域の共助循環モデルが生まれる。</p>	(人数)	約15,000人
事業概要	<p>本事業の最終目標を「すべてが包摂された循環型の仕組み」構築に据える。人口減少や財政難で公的リソース（資金・専門人材）が先細る地域において、社会的リソースに依存しない持続可能なモデルの構築が必要である。最大の課題は、当事者の心理的・文化的障壁と、団体側の助成金や補助金など外部資金への依存が大きく、人員も限られている脆弱な運営構造にある。この解決のため、本事業は、支援と出会う前の段階で立ち止まる当事者に気づき寄り添う草の根団体を中長期的に育成し、地域に「支援が文化として機能する土壌」を再構築することを目的とする。</p> <p>こうした団体は、フリースクール・居場所・ピアサポート等を通じ、相談や成果を求めず「安心して居られる場」を起点に関係を育んできたが、継続性に脆弱性がある。本事業では、従来の「支援を求めて来た人」への対応に留まらず、『助けて』と言えない人へ届く構造をつくるため、(1)柔軟性の確保（支援以前の関係性づくりモデル化）と(2)持続可能性の確保（財源分散と人的リソース循環）を両立させる。具体的には、①相談に至る前段階の関係性づくりモデル化、②寄付・会費等による財源分散と後継人材育成、③NPO・企業・住民等による協働ネットワークの構築を進める。支援される側がやがて支援者へ転じる循環を生み出す、全国展開可能な地域共生の構造変革型モデルである。</p>		
575/600字			

### III.事業の背景・課題

(1)社会課題	852/1000字
徳島では人口減少が加速し、2023年の出生数は3,903人と33年前の半数以下に落ち込んだ。特に20代前半女性の県外流出が全国ワースト3位という状況は、単なる少子化の問題ではなく、「地域に未来を見出せず、人生の選択肢そのものを外に求めざるを得ない」構造的危機を示している。徳島県はこれまでも少子化対策・孤独孤立対策に力を入れ、官民連携プラットフォームの構築や居場所づくり、人材育成などに積極的に取り組んできた。しかし、それにもかかわらず人口流出や孤立は改善していない現実がある。この背景には、支援制度を「自ら申請しに来る人」を前提とした仕組みが維持され続け、そもそも「自分は支援の対象ではない」「頼るほどのことではない」と考えてしまう人々には、構造的に支援が届きにくいという深刻な課題がある。不登校・ひとり親・医療的ケア児・発達特性・見えない障がい・LGBTQ+・貧困・育児の孤立感など、様々な状況に置かれた当事者の中には、「迷惑をかけたくない」「評価・排除が怖い」「助けてと言うほどではない」と自らを抑え込み、SOSを発する前に行動を止めてしまう人が確実に存在する。現在の行政支援は申請主義・縦割り構造の限界から、「制度に該当する／来てくれる人」には対応できても、「支援の入口にすら立てていない人」には根本的に届いていない。この見えにくい構造の放置こそが、孤立・自殺・貧困・世代間連鎖・県外流出という結果を引き起こしている。さらに人口が減少する地域では、公的な支援・専門職リソース自体も将来的に縮小せざるを得ない。つまり「支援を厚くすれば解決する」という段階ではなく、「そもそも支援とつながれる状態にある人を増やす」一すなわち“支援の前提となる関係性”を構造として地域に再構成する視点なくして、いかなる対策も根本解決には至らない。現状の徳島には、制度にアクセスできない・頼れない人の存在を前提とし、誰もが「声を上げなくてもつながっていられる」ような土台を支える仕組みが決定的に不足しているのである。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	184/200字
徳島県では、孤独・孤立対策の官民連携プラットフォームなど、行政が主体となった支援体制づくりが進められてきた。しかし、制度の枠組みや分野を越えた実質的なネットワーク形成は十分とは言えず、NPO同士や行政と民間の連携をつなぐ「中間支援のハブ」が機能していない。相談に来られる人には支援が届く一方で、“声を上げられない層”の発見や接続には依然として構造的課題が残されている。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	172/200字
当財団は、県内でファミリーサポートセンターや子育て支援拠点等を運営し、これまでに子ども・女性・困難を抱える家庭の支援に携わってきた。その中で「支援につながる前に孤立していく人々」の存在を日常的に目の当たりにし、行政や複数NPOとの連携も行ってきたが、個々のケース対応が中心で、構造的に“支援との接点をつくる仕組み”までは十分に整えられていない。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	185/200字
“支援を求めに来る人”ではなく、“助けを求められない人”との接点を地域に創出するには、単年度型の補助事業では限界があり、中長期的かつ構造変革型の伴走支援が不可欠である。行政や既存助成では届きにくい「支援につながる関係・仕組みを地域から再設計する」取り組みこそが本事業の核心であり、制度の狭間にある現場の挑戦を後押しできる休眠預金活用の枠組みで実施する意義は極めて大きい。	

### IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
『助けて』と言えず孤立していた当事者が、地域の小規模NPOによる“相談以前”の温かな関係性と出会い、自らの経験を活かして支援側に回る「循環型の共助の芽」が複数の地域で可視化されている状態を実現する。 特に、不登校・ひきこもり・医療的ケア児・見えない障がい・LGBTQ+・貧困・子育ての孤立等の分野で、行政制度では拾いきれない当事者の初期段階につながる構造が姿を現し、公的リソースに依存せず、民間寄付・ピア人材・地域企業との協働で持続するモデルが確立されている。 結果として、“支援を待つ社会”から“支え合いが循環する社会”へと構造転換の兆しが複数地域で確認できる状態、支援される人が支援する人へと循環する「包摂型の共助モデル」が地域に定着し始めている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
徳島において、これまでつながれていなかった当事者層に対し、安心して関われる“最初の接点”が可視化・創出される。		当事者が安心して関われる“最初の接点”が地域内で新たに創出された数		地域内で既存の相談機関中心。 自主的なつながりの場合は限定的			各地域で複数の小規模NPOが「出会いの場」を創出。年間数十人が初来訪

つながった当事者との関係が一回限りで途切れず、継続的な対話・参加・信頼形成へと発展する。	つながった当事者のうち、継続的に参加・対話を続ける人数	一過性の利用・相談が中心。継続参加率は2割未満	定期交流・ピア活動など継続率が5割超へ上昇
当事者が「自分は支援の対象になってもよい」「ここなら安心して話せる」と感じ、初めて主体的に意思や希望を表明し始める。	当事者が「ここなら話せる」と感じ、自己表明・意思表示できた割合	支援に対し受け身で、意思を示す場がほぼない	自分の言葉で語る機会（発表・記録・ピア対話）が年間延べ100件超に
当事者が、支援の「受け手」に留まらず、自ら参加・協力・小さな役割を担うなど“支援の共助側”に一歩踏み出す状態が生まれる。	当事者が小さな役割（ピア支援・運営協力等）を担う事例数	支援の受け手としての関与が中心。役割担いは限定的	支援者側としての参画者が各地域で数名ずつ出現し、循環の兆し
地域のNPOや市民団体が、課題を共有しながら他団体・企業・行政との新たな連携を開始し、支援の循環を支える基盤が芽生える。	地域内NPO・団体の協働・情報共有の取組件数	各団体が個別活動。連携基盤は限定的	各団体が個別活動。連携基盤は限定的連絡会・共催イベント・相談連携など横断的協働が年数回発生
支援を「困ってから探すもの」ではなく、日常生活の中に“自然に存在する安心資源”として認識され始める住民・当事者が増える。	「支援＝安心資源」として認識する住民・当事者の割合	支援を“困った時の最後の手段”とみならず風潮が強い	支援を“暮らしの一部”“誰でも関わるもの”と語る人が顕著に増加

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が自団体の目的・対象を明確化し、活動の方向性を共有できるようになる。		ビジョン・ミッション整備数、職員理解度		目的・方針が口頭共有にとどまり、文書化・浸透が不十分			各団体が理念・行動指針を明文化し、職員が共有
実行団体の運営基盤（人材・会計・ガバナンス）が整い、継続的活動が可能となる。		ガバナンス規定整備数、研修受講率		規定や分担が曖昧で俗人の運営			役割分担・意思決定体制が整い、安定運営が可能
実行団体が他団体・行政・企業との協働体制を築き、支援ネットワークが形成される。		協働事業数、連携会議開催数		他団体との関係が個別的・断続的			横断的案協議・情報共有が定例化
実行団体が成果や活動が見える化し、地域住民や行政からの理解と支援が高まる。		広報媒体数、発信件数、住民認知度		広報はSNS・紙面限定、効果測定なし			活動レポートやSNS発信が定期化し、認知度が上昇
実行団体が自ら課題を振り返り、次年度計画を改善できる評価文化が根付く。		自己評価シート実施率、次年度計画反映率		活動記録はあるが、評価・改善は行われていない			各団体が年次評価を行い、改善が定着
共助のネットワークが行政・企業を巻き込み、地域で持続的に展開する環境が整う。		ネットワーク構成団体数、連携会議参加者数		単発的な協働・つながりにとどまる			定例協議や共助活動が継続的に運用される

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
（最初の接点の創出） 地域子育て支援センター・ファミサポ・民生委員・学校・保健師など、地域の支援機関との意見交換会を開催し、日常的な現場から“つながりにくい家庭や個人”の早期発見につなげる。	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間）	95/200字

<p>(最初の接点の創出)</p> <p>LINE・SNS等を活用し、匿名でアクセスできる一時相談窓口を整備。支援を求めにくい人が安心して最初の一步を踏み出せる仕組みをつくる。</p>	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間)	78/200字
<p>(最初の接点の創出)</p> <p>若年層・子育て層が自然に集まるカフェや地域行事にスタッフが出向き、自然な声掛け・参加機会を設ける。地域子育て支援センターでのボランティア参加を通して、信頼関係を形成する。</p>	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間)	96/200字
<p>(最初の接点の創出)</p> <p>地域子育て支援センター・学校・商店に「まちのほっとカード(仮称)」を配布・掲示。カードを通じて気軽に相談先にアクセスできる仕組みを整備し、地域全体で安心のサインを共有する。</p>	2027.4～2029.3 (実行団体の事業期間)	97/200字
<p>(最初の接点の創出)</p> <p>商店街・学校・子ども食堂などに"ミニ相談ブース"を設置し、名乗らずに話せる気軽な対話の場をつくる。行政・地域団体とも連携し、孤立予防の地域資源として定着を図る。</p>	2027.4～2028.9 (実行団体の事業期間・中期～後期)	91/200字
<p>(最初の接点の創出)</p> <p>企業・店舗・地域団体・地域子育て支援センターなどに協力を依頼し、チラシ・QRコード掲示などで相談・支援情報を広く拡散。県の「とくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」登録団体とも連携。</p>	2027.4～2028.9 (実行団体の事業期間・中期～後期)	106/200字
<p>(最初の接点の創出+横の連携)</p> <p>「見守り協力店制度」を導入し、商店や美容室など身近な拠点が"気づきの担い手"となる仕組みを整備し横連携を図る。そして地域全体で孤立を防ぐ文化を醸成する。</p>	2027.4～2028.9 (実行団体の事業期間・中期～後期)	92/200字
<p>(最初の接点の創出)</p> <p>初めて参加した人を対象に「ウェルカム会」を開催し、不安感を軽減し再来訪を促す。ピアの雰囲気づくりを重視し、初参加者が安心して話せる場を支援者が伴走する。</p>	2027.4～2028.9 (実行団体の事業期間・中期～後期)	87/200字
<p>(関係の継続化)</p> <p>初回相談や初来訪者に対して、1か月以内にフォロー連絡や案内を行い、信頼関係を維持。つながりが1回で終わらない支援体制を実行団体内で整備。</p>	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間・前期～)	77/200字
<p>(関係の継続化)</p> <p>週1回程度の「交流カフェ(仮称)」を実施し、気軽に再訪・対話できる場を維持。テーマを限定せず"話せる空間"として定期開催し、孤立を防ぐ。</p>	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間・前期～)	77/200字
<p>(関係の継続化)</p> <p>分野横断の「つながり交流会」を月1回開催。NPO・ボランティア・地域団体が協働し、当事者同士や参加者同士が"顔が見える関係"を築く。</p>	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間・前期～)	75/200字
<p>(関係の継続化)</p> <p>当事者がいきなり運営に関わるのではなく、"顔を出せた・話せた"を第一歩とし、支援者が小さな対話を通じて信頼を育てる。</p>	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間・前期～)	67/200字
<p>(関係の継続化)</p> <p>フォローアップのための個別相談や訪問を定期化。支援終了後も"気にかけて続ける"関係を重視し、孤立を防ぐ。</p>	2027.4～2028.9 (実行団体の事業期間・中期～後期)	60/200字
<p>(関係の継続化)</p> <p>再訪者が新しい参加者を迎える"リレー型つながり"を展開し、関係性の循環を生み出す。</p>	2027.4～2028.9 (実行団体の事業期間・中期～後期)	50/200字
<p>(関係の継続化)</p> <p>夜間・オンラインでの交流機会を設け、時間的・心理的制約から孤立しがちな層にもアクセス。</p>	2027.4～2028.9 (実行団体の事業期間・中期～後期)	52/200字

<p>(関係の継続化)</p> <p>実行団体・支援者が小規模ミーティングで当事者の変化や声を共有し、“成果ではなく関わりの継続”を評価する文化を育てる。</p>	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間・前期～）	67/200字
<p>(安心・共感の獲得)</p> <p>当事者同士が安心して過ごせるおしゃべり会を開催。会話を強要せず、“居だけでいい場”を提供する。</p>	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間・前期～）	59/200字
<p>(安心・共感の獲得)</p> <p>参加者の多様性を尊重し、食事・音楽・手仕事などを通じた自然な交流で共感を育む「みんなのテーブル」を実施。</p>	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間・前期～）	63/200字
<p>(安心・共感の獲得)</p> <p>対話の後に付箋式で簡単な感想を記入してもらい、雰囲気や安心度を確認。参加者の声を次の運営改善に反映。</p>	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間・前期～）	61/200字
<p>(安心・共感の獲得)</p> <p>経験者は“司会”ではなく“同席者”として関わり、話題提供や軽い手伝いなどを通して共在。支援する・されるの関係を越えたフラットな信頼を育てる。</p>	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間・前期～）	81/200字
<p>(横の連携の強化)</p> <p>ファミサガ職員等も出席している地域の「要保護児童対策地域協議会」や「子育て世代包括支援センター会議」に、団体として参加。現場課題や支援のつなぎ先を共有し、協働体制を築く。</p>	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間・前期～）	95/200字
<p>(横の連携の強化)</p> <p>県の「とくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」（R5.7月現在：95団体）と連携し、メルマガ・広報連携によって支援情報の共有・相談導線の統一を進める。</p>	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間・前期～）	89/200字
<p>(当事者のエンパワメント)</p> <p>「顔を出すだけでいい」を合言葉に、来訪・参加・挨拶などの小さな行動を評価し、支援者が「来てくれてありがとう」と伝えることで自己肯定感を高める。</p>	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間・前期～）	85/200字
<p>(当事者のエンパワメント)</p> <p>希望する人に、短時間・軽負担の関わり（チラシ折り、会場準備など）をお願いし、“共に動く”関係性を築く。責任を負わず、成功体験を共有する。</p>	2027.4～2028.9（実行団体の事業期間・中期～後期）	83/200字
<p>(当事者のエンパワメント)</p> <p>自分の想いを匿名のメッセージやカード・冊子などで発信し、語りの負担を減らしながら「誰かの力になれる」実感を得る。</p>	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間・前期～）	70/200字
<p>(横の連携の強化)</p> <p>多様なステークホルダー（NPO・行政・学校・企業・地域団体）などが一堂に会する「地域共助円卓会議」を年1回開催。課題を持ち寄り、協働・学び合いの機会とする。</p>	2027.4～2028.9（実行団体の事業期間・中期～後期）	88/200字
<p>(横の連携の強化)</p> <p>地域子育て支援センター・教育・医療・企業をつなぐ共助ネットを整備し、分野を超えた支援導線の共有を進める。</p>	2028.4～2029.3（実行団体の事業期間・後期）	62/200字
<p>(横の連携の強化)</p> <p>県の「孤独・孤立対策プラットフォーム」へ参画し、登録団体・行政・企業と情報共有。地域の孤立防止ネットワークに実行団体の活動を位置づける。</p>	2027.4～2028.9（実行団体の事業期間・中期～後期）	78/200字
<p>(横連携の強化)</p> <p>ファミサガ・地域子育て支援センター職員が出席する「要保護児童対策地域協議会」「子育て世代包括支援センター」などに参画し、地域課題を共有。</p>	2028.4～2029.3（実行団体の事業期間・後期）	77/200字

(共助の社会的広がり) 行政・NPO・企業・地域団体の連携事例を取りまとめ、フォーラムや冊子で紹介。地域ぐるみで「支援が日常にある社会」を共有・発信する。	2028.4～2029.3 (実行団体の事業期間・後期)	77/200字
--	------------------------------	---------

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
(基盤強化の活動) 実行団体のロジックモデルの作成や地域課題の構造整理を伴走支援で支える。	2026.4～2027.12 (事前・中間期以降)	45/200字
(基盤強化の活動) 実行団体キックオフ・評価研修(3回)を実施し、成果指標や進捗管理の仕組みを学ぶ機会を設ける。	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間)	56/200字
(基盤強化の活動) 実行団体のピアレビュー(相互レビュー会)を開催し、実践知を共有する。	2027.1～2029.3 (実行団体の事業期間・中間期以降)	44/200字
(基盤強化の活動) 月1回の面談を実施し、各団体の課題や成長段階に応じた伴走支援を行う。	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間)	44/200字
(基盤強化の活動) 実行団体のPOが2か月に1回進捗共有会を実施し、課題を早期に共有・修正する。	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間)	48/200字
(基盤強化の活動) 全国や他県の先行事例に触れる機会を設け、実践事例の紹介や視察を行う。	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間)	44/200字
(基盤強化の活動) 会計・労務・ガバナンス・個人情報保護など、基礎運営スキルに関する専門相談会を開催。	2026.4～2027.9 (実行団体の事業期間・前半期間)	51/200字
(基盤強化の活動) 経理・労務などバックオフィスの自動化を推奨し、業務効率を高める。	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間)	42/200字
(基盤強化の活動) 規程整備・コンプライアンス体制強化のサポートを行う。	2026.4～2027.9 (実行団体の事業期間・前半期間)	36/200字
(基盤強化の活動) 事業計画や資金調達に関する研修を実施し、財務基盤を強化する。	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間)	40/200字
(環境整備の活動) 資金分配団体としての伴走力と連携力を高めるため、年1回の「円卓フォーラム」を通じて、実行団体・行政・関係機関が対話し、課題共有と支援設計力を高める基盤を構築する。外部講師を招聘し、円卓運営手法と評価を学び、支援循環の仕組みを定着させる。	2026.4～2029.3 (実行団体の事業期間)	128/200字
(基盤強化の活動) 事業指定基金など寄付募集の仕組みを紹介し、自主財源確保を促す。	2027.10～2029.3 (実行団体の事業期間・中間期以降)	41/200字
(基盤強化の活動) 人材確保・育成に関する研修を実施し、次世代リーダーの育成を支援。	2026.4～2026.12 (実行団体の事業期間・前半期間)	42/200字

(環境整備の活動) 資金分配団体としての伴走力と連携力を高めるため、年1回の「円卓フォーラム」を通じて、実行団体・行政・関係機関が対話し、課題共有と支援設計力を高める基盤を構築する。外部講師を招聘し、円卓運営手法と評価を学び、支援循環の仕組みを定着させる。	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間）	128/200字
(環境整備の活動) 県孤独・孤立プラットフォームと連携し、課題共有や共同キャンペーンを実施。	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間）	46/200字
(環境整備の活動) 県孤独・孤立プラットフォームと連携し、課題共有や共同キャンペーンを実施。	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間）	46/200字
(環境整備の活動) 行政（子育て世代包括支援センター・福祉部局等）と連携し、支援設計や仕組みづくりを協議。	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間）	53/200字
(環境整備の活動) 実行団体が連携先（NPO・企業・専門職等）を可視化し、協働図を作成する。	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間）	46/200字
(環境整備の活動) メディアや地域広報を通じて活動成果・課題を発信し、共感層を広げる。	2026.4～2029.3（実行団体の事業期間）	43/200字
(環境整備の活動) 実行団体間での事例共有・成功要因の分析を通じて、「支援の型」を可視化・共有する。	2027.6～2029.3（実行団体の事業期間・中間期間以降）	50/200字
(環境整備の活動) 伴走支援で把握した現場課題を行政・議会へ提言し、制度改善を促す。	2027.6～2029.3（実行団体の事業期間・中間期間以降）	42/200字
(環境整備の活動) 成果・課題を報告書・冊子・動画として公開し、社会的理解を深める。	2028.9～2029.3（実行団体の事業期間・最終）	42/200字
(環境整備の活動) 実行団体の成果を紹介する最終フォーラムを開催し、他分野・企業との波及を促す。	2029.3	48/200字

#### V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	事業の公益性と「休眠預金による共助の循環」の意義を明確に伝える。JANPIAロゴを掲出し、財団Web・SNS・会報紙・公式アプリ等（会員6万人超）で実行団体の取組を継続発信。徳島新聞（シェア率70%以上）・地域FMとの連携により、県民の共感と参加を拡大。成果は年次報告・動画・展示で見える化し、支援を「社会文化」として定着させる。	165/200字
連携・対話戦略	公労使3者連携という財団基盤を活かし、行政・企業・NPO・大学など異分野が対等に語る「円卓会議」を定期開催。各実行団体ごとに関係機関を可視化した“共助エコマップ”を作成し、地域横断的な協働を推進。JANPIAとの定期協議・情報共有を通じ、徳島発の循環モデルを制度・政策へ波及させる。	141/200字

**VI.出口戦略・持続可能性について** 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	<p>本財団は、休眠預金事業で得た知見を基盤に、事業終了後も「支援される人が支援する側へと循環する共助・共生モデル」を中核事業として継続する。現在、ソーシャルファンド単独では寄付手数料5%にとどまり、安定運営が課題であるため、以下の3つの戦略で自走化を図る。</p> <p>①【資金循環の仕組み化】企業・労働団体との協働により、寄付付き商品や共感型クラウドファンディングを展開し、共助資金を地域に循環させる。</p> <p>②【実行団体の基盤強化】3年間の伴走支援を通じて培ったノウハウを共有・継承し、事業終了後も各団体が自走できる仕組み（地域ピアネットワークや相互支援体制）を残す。</p> <p>③【制度・文化の定着】成果を行政施策や地域包括支援と接続し、支援が“地域の当たり前”として根づく文化を形成する。徳島から共助循環社会を全国へ広げる。</p>	350/400字
実行団体	<p>本財団は、助成を「単なる資金提供」で終わらず、実行団体が休眠預金終了後も活動を自立的に継続できる状態へ導くことを目的とする。具体的には、①寄付・会費・企業連携・小規模事業収入等を組み合わせた複線的な財源モデルの構築支援（資金調達伴走）、②支援ノウハウを属人化させないための人材育成・ピア育成・役割分散設計、③エコマップ・協働モデルの構築を通じた地域ネットワーク接続力の強化、④モデルを「見える化」し、行政施策や企業CSV等への制度・社会実装接続を後押しする。これにより、実行団体が「支援され続ける存在」ではなく自ら資源を獲得し、当事者の力を循環させていく地域装置として機能する状態を3～5年以内に実現する。</p>	304/400字

**VII.関連する主な実績**

(1)助成事業の実績と成果	703/800字
<p>当財団は2014年より、地域の自立的共助を支える「市民共同ファンド」として、プログラム伴走型助成・冠基金・緊急支援等の多角的モデルを展開してきた。これまでに19のプログラム伴走支援を行い、うち7団体が活動の拡張・法人化・政策提携等へと進展している。コロナ禍では12団体に対する緊急助成、ウクライナ医療支援や能登半島地震への民間緊急ファンドなど、迅速機動型の支援も実施。2022年度以降は、年約5団体を対象とする「ハートフル社会貢献基金（冠基金）」による助成を継続しており、小規模・草の根団体との新たな出会いを毎年生み出している。また経済的にファミサポを利用することができない家庭への助成も行っており、9年間で延べ179人が利用している。</p> <p>19のプログラム事業伴走支援 4,340,038円</p> <p>冠基金</p> <p>8000：ハートフル社会貢献基金 2,300,000円（18団体）／新型コロナウイルス対策（第1弾・第2弾）1,200,000円（12団体）</p> <p>8001：中間的就労者支援基金 89,600円（7名）</p> <p>8002：フードバンク・子ども食堂助成金 1,000,000円（2団体）</p> <p>8003：ファミサポ利用支援子育て基金 477,315円（179人）</p> <p>8004：DV被害者サポート活動支援基金 332,500円（2団体）</p> <p>民間寄付（寄付・寄付募集）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミサポ・エンカル基金（2ファミサポ）1,026,300円（1,224人）</li> <li>・能登半島地震緊急支援 660,175円／烏雲先生をたたえる市民の会 1,622,000円／ウクライナ医療支援（NPO法人TICOの活動）1,000,000円</li> </ul> <p>合計14,047,928円</p>	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 769/800字

当財団では、休眠預金のテーマに直結する「SOS以前」「制度の狭間」にある課題の構造理解に向け、数年来にわたり不登校・ひきこもり・医療ケア児・発達特性・見えない障がいやLGBTQ+・シングル・貧困・子育ての孤立感のケアを担う人たちの燃え尽き・担い手不足などの複数領域において、計20団体超・約40名の当事者・現場支援者とのヒアリングを継続的に実施してきた。その結果、既存の相談・支援制度では救いきれない“つながる前の段階で立ち止まる層”が確実に存在し、また支援者自身の心理的・財政的疲弊による限界も共通課題であるという構造的実態を把握している。

また、2020年以降は「ハートフルゆめ基金」を通じて、小規模草の根NPO等を対象に公募・選定・伴走・評価を計12件実施。うち7団体が継続・拡張フェーズへ移行し、寄付・企業協賛・行政施策への接続にも成功。特筆すべき成果としては、阿波市のNPOとの連携により「ファミサポ利用料が高く利用をためらう」という声を起点に、市民寄付型の基金を創設。「うちの子もよその子もまちのだから」を合言葉に40万円の寄付が集まり、1時間500円で預けられる仕組みが実現。それを契機に行政が支援制度化し、現在は19市町村へと拡大しつつある。このように、単なる金銭的支援ではなく、市民の共感と行動を引き出す「共助循環」の仕組みを生成してきたことが、当財団の助成の最大の特徴である。

さらに、設立10周年記念交流会では20団体のNPOが参加し、大学副学長をモデレーターとしたパネルを実施。「孤立」「生活困難」「支援に届かない層」を共通課題とし、縦割りを越えた相互接続の必要性が明確になった。これにより、「SOSを出せない層」に到達可能なプレイヤーの結節点としての役割が当財団に求められていることが、改めて可視化された。

## VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	2～3団体	
(2)実行団体のイメージ	地域に根差し、不登校・ひきこもり・発達特性・貧困等の複合課題を抱える、特に初期のつまずきがその後の孤立を長期化させやすい子ども・若者や子育ての孤立感を抱える母親を主軸に活動している団体。固定的な来所型のみならず“相談以前”の関係性「SOS以前の段階」から入る実践を重視しているが、財源や人材が厳しく継続・拡張に課題がある。制度の縦割りでは拾えない層への接続可能性を持つ。	185/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1実行団体あたりの助成額は1,000万円～2,000万円程度を想定する。 団体の活動規模・人的体制・到達しようとする対象層の深さに応じて金額に差を設ける。特に潜在層（SOS以前）への接続・モデル構築に踏み出す団体には上限額を検討し、単なる事業実施ではなく構造転換への挑戦度を評価軸とする。	144/200字
(4)案件発掘の工夫	草の根NPO・市民団体・当事者グループなど行政に届いていない小規模だが信頼されている現場を優先的に訪問し、潜在的な担い手を丁寧に探索する。事前説明会・1on1対話・個別相談を通じて応募障壁を下げ、「応募されるのを待つ」のではなく伴走的に発掘する姿勢を徹底する。	130/200字

IX.事業実施体制

<p>(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等</p>	<p>実施体制：内部5名、外部2名                  マネジメント体制：ライフサポート部長兼常務執行役員（事業統括）                  PO体制：                  ・PO主担当（徳島拠点・伴走担当）1名                  ・PO統括（政策接続・資金循環：準認定ファンドレイザー）1名                  経理体制：総務部の公益会計経験者1名＋補佐1名、外部税理士と連携                  評価体制：大学副学長（CFP資格保有）による外部助言（事業期間を通して）（他事業で評価実績あり）                  市民コミュニティ財団理事による外部助言（事業期間を通してオンライン12回）                  現場伴走・制度設計・評価を一体化しつつも、内部運営・経理・コンプライアンスの三層管理を確立するハイブリッド体制</p> <p style="text-align: right;">特徴：</p>				<p>317/300字</p>													
<p>(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定                  ※資金分配団体用</p>	<table border="1"> <tr> <th>人数</th> <th colspan="2">内訳</th> <th>他事業との兼務</th> <th>左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>新規採用人数 (予定も含む)</td> <td>1</td> <td rowspan="2">名</td> <td rowspan="2">                     予定あり(詳細は右記のとおり)                      ・休眠預金事業（助成分）：従事50%                      ・休眠預金事業（自己資金）：従事40%                      ・ハートフルゆめ基金とくしま 従事：10%                 </td> </tr> <tr> <td>既存PO人数</td> <td>1</td> <td>                     予定あり(詳細は右記のとおり)                      ・PO統括（理事長／準認定ファンドレイザー／助成分：従事2.5%）                      ・PO統括（理事長／自己資金分：従事2.5%）                 </td> </tr> </table>	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	2	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり) ・休眠預金事業（助成分）：従事50% ・休眠預金事業（自己資金）：従事40% ・ハートフルゆめ基金とくしま 従事：10%	既存PO人数	1	予定あり(詳細は右記のとおり) ・PO統括（理事長／準認定ファンドレイザー／助成分：従事2.5%） ・PO統括（理事長／自己資金分：従事2.5%）				
人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載														
2	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり) ・休眠預金事業（助成分）：従事50% ・休眠預金事業（自己資金）：従事40% ・ハートフルゆめ基金とくしま 従事：10%														
	既存PO人数	1			予定あり(詳細は右記のとおり) ・PO統括（理事長／準認定ファンドレイザー／助成分：従事2.5%） ・PO統括（理事長／自己資金分：従事2.5%）													
<p>(3)ガバナンス・コンプライアンス体制</p>	<p>理事・監事体制を再構築し、責任区分を明確化。4事業部制（総務・子育てサポート・ライフサポート・中小企業サポート）による事業統制を実施。外部専門家（弁護士・社労士等）を含むコンプライアンス委員会を設置し、内部通報制度・外部相談窓口を運用。情報保護・個人情報管理はアクセス権制限をかけ安心を担保している。不正防止・利益相反排除・財務の透明性を担保する三層チェック体制を構築している。</p> <p style="text-align: right;">外部専</p>				<p>193/200字</p>													
<p>(4)コンソーシアム利用有無</p>	<p>なし</p>																	

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026.4.1 ~ 2029.3.31	
資金分配団体	事業名	支援される人が支援する人へと循環する「包摂型の共助モデル」づくり
	団体名	公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク

	助成金
事業費	35,240,000
実行団体への助成	30,000,000
管理的経費	5,240,000
プログラムオフィサー関連経費	8,000,000
評価関連経費	3,250,000
資金分配団体用	1,750,000
実行団体用	1,500,000
合計	46,490,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	12,031,800	11,604,300	11,603,900	35,240,000
実行団体への助成		10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000
-					
管理的経費	0	2,031,800	1,604,300	1,603,900	5,240,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	2,700,000	2,599,600	2,700,400	8,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	1,651,200	1,651,200	1,651,200	4,953,600
その他経費	0	1,048,800	948,400	1,049,200	3,046,400

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	994,372	944,914	1,310,714	3,250,000
資金分配団体用	0	494,372	444,914	810,714	1,750,000
実行団体用		500,000	500,000	500,000	1,500,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	15,726,172	15,148,814	15,615,014	46,490,000



## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク		
郵便番号	770-0942		
都道府県	徳島県		
市区町村	徳島市昭和町		
番地等	3丁目35番地1		
電話番号	088-655-2940		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://toku-nw.com/">https://toku-nw.com/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)	<a href="https://www.yumekikin.net/">https://www.yumekikin.net/</a>	
		<a href="https://toku-sc.com/">https://toku-sc.com/</a>	
		<a href="https://fami-sapo.jp/">https://fami-sapo.jp/</a>	
		<a href="https://ponmaru.jp/">https://ponmaru.jp/</a>	
設立年月日	1997/01/07		
法人格取得年月日	1997/1/7 (2013/4/1公益法人化)		

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イシドウ ヨシコ
	氏名	石堂 佳子
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

### (3) 役員

役員数 [人]	38
理事・取締役数 [人]	20
評議員 [人]	15
監事/監査役・会計参与数 [人]	3
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	2

### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	107
常勤職員・従業員数 [人]	44
有給 [人]	44
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	63
有給 [人]	63
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

#### (5) 会員

団体会員数 [団体数]	1,193
団体正会員 [団体数]	73
団体その他会員 [団体数]	1,120
個人会員・ボランティア数	32
ボランティア人数(前年度実績) [人]	30
個人正会員 [人]	2
個人その他会員 [人]	

#### (6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

#### (7) 監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

#### (8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

#### (9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

#### (10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	88
申請前年度の助成総額 [円]	950,790
助成した事業の実績内容	事業支援プログラム助成(18団体)4,340,038円/新型コロナウイルス対策助成(12団体)1,200,000円/ハートフル社会貢献基金(21団体)5,582,175円/DV被害者サポート活動支援(2回)332,500円/ファミサポ利用支援子育て基金助成(179回)477,315円/中間的就労者支援基金(2回)89,600円 フードバンク・子ども食堂育成支援基金(2回)1,000,000円/エシカル基金(ファミサポ) 助成(1224件)1,026,300円/ 計1490件 14,047,928円

#### (11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
----------------------	----



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	支援される人が支援する人へと循環する「包摂型の共助モデル」づくり
団体名:	公益財団法人 徳島県勤労者福祉ネットワーク
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>					
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款		第20条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第21条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款 評議員会運営規程		第21号 第2条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第21条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第19条
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第22条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第23条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除外した上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款		第22条
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款		第25条3項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款		第25条5項
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>					
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款		第37条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第36条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第35条、第37条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第36条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第35条
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第39条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第40条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除外した上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款		第39条1項
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款		第26条
<b>● 監事の監査に関する規程</b>					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款		第27条
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程		第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程		第6条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条2項1号
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条2項5号
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	利益相反防止規程	第3条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	利益相反防止規程	第4条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規程	第5条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	第1条～第3条、第8条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	情報公開規程	第1条、4条～11条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報管理規程	第1条～第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止規程	第5条、第6条、第8条3項
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規程	第5条
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規程	第7条～第9条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員会規程	第4条 第2条 図表下段
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程 ハラスメント防止規程 就業規則	第7条 第13条～第16条 第37条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報制度運用規程 コンプライアンス規程	第2条 第5条 図表下段
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報制度運用規程 コンプライアンス規程	第9条 第5条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条～第8条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第2条、第10条～第14条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第3条～第9条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第8条、別紙1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	危機管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	危機管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	危機管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	危機管理規程	第16条～24条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	会計処理規程	第4条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	会計処理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計処理規程	第6条、第18条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計処理規程	第2章第8条～第11条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	会計処理規程 仮払金運用規程	第4章18条～第24条 仮払金運用規程は全項目
(6) 収支予算		公募申請時に提出	会計処理規程	第3章第12条～第16条

(7)決算

公募申請時に提出

会計処理規程

第7章第38条～第40条